# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
3	姶良市 書	予防接種の実施等に関する事務	基礎項目評価				

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姶良市は、予防接種の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

姶良市長

### 公表日

令和6年7月12日

### I 関連情報

- 12/42-11/11/1					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種の実施等に関する事務				
	姶良市では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
②事務の概要	①予防接種対象者に対する通知 ②ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ③予防接種の接種記録管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ④予防接種の統計業務 ⑤予防接種健康被害に関する業務 ⑥予防接種後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付				
③システムの名称	・Acrocity住民基本 ・e-AFFECT健康管理システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム ・ワクチン接種記録システム(VRS)				
o (th)					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号利用法第9条第1項 別表の14の項

・番号利用法第19条第5号(委託先への提供)

・番号利用法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> (選択肢> (選択肢> () 実施する () 実施する () 実施しない () 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠)第27条第2条の表25の項(情報照会の根拠)(情報照会の根拠)第29条、第30条、第31条、第2条の表27、28、29の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

市民生活部健康保険課 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話番号: 0995-66-3111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

市民生活部健康保険課 連絡先 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話番号:0995-66-3111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	D種類							
[    基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関について	こは、それぞれ重	点項目評	価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ -	├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ -	├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	조(委託や情報	提供ネットワーク	システムで						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ -	├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ -	├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か		├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ -	├分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[〇]自己	点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・점	発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分	に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康增進課長 福山 恵子	健康增進課長 濱田 耕一	事後	平成29年4月1日付け人事異 動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報を照会できる根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2の17項、18 項、19項 (特定個人情報を提供できる根拠) なし	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、 18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、 第13条、第13条の2	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 濱田 耕一	健康増進課長	事後	
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) - 番号法第19条第7号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) - 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18の項及び19の項 - 番号法別表第二の主務省令で定める事務及びそ万を定める命第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の16の 2、17、18の項及び19の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及びぞ方を定める命令第12条の2、第12条の 3、第13条、第13条の2	事後	令和3年9月1日施行の番号 利用法改正に伴う号ズレ
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、 18の項及び19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、 第13条、第13条の2	(別表第二における情報提供の根拠) -番号利用法第19条第8号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) -番号利用法第19条第8号 別表第二の16の 2、17、18の項及び19の項 -番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条、第13条の2	事前	令和3年9月1日施行の番号 利用法改正に伴う号ズレ
令和3年8月20日	1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	①予防接種対象者に対する通知 ②予防接種の接種配録管理 ③予防接種の統計業務 ④予防接種健康被害に関する業務	①予防接種対象者に対する通知 ②ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ③予防接種の接種記録等理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ④予防接種の統計業務 ⑤予防接種健康被害に関する業務 ⑥予防接種後の接種者からの申請に基づく新 型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交 付	事後	接種証明書の交付にあたり、新たに追加となった取扱事務
	③システムの名称	• Acrocity住民基本 • e-AFFECT健康管理システム • 中間サーバー • MICJET番号連携システム	*Acrocity住民基本     *e~AFFECT健康管理システム     *中間サーバー     *MICJET番号連携システム     *ワクチン接種記録システム(VRS)		
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健福祉部 健康增進課	市民生活部 健康保険課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康增進課長	健康保険課長	事後	組織改編に伴うもの
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 健康增進課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	市民生活部 健康保険課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先		市民生活部 健康保険課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	- 番号利用法第9条第1項 別表第一の10項 - 番号利用法第19条第5号(委託先への提供) - 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務におけるワク テン接種記録ンステムを用いた情報提供・照会 のみ)	- 番号利用法第9条第1項 別表の140項 - 番号利用法第19条第5号(委託先への提供) - 番号利用法第19条第16号(新型コロナウイル ス感染症対策に係る予防接種事務におけるワク テン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	事後	番号利用法改正に伴う変更
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の16の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号利用法第19条第8号 別表第二の16の 2、17、18の項及び19の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の 3、第13条、第13条の2	・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠)第27条 第2条の表25の項(情報照会の根拠)第29条、第30条、第31条、第2条の表27、28、29の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	番号利用法改正に伴う変更
			i		1